

議案第16号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「3万3,420円」を「3万7,320円」に改め、同項第2号中「4万4,400円」を「4万8,600円」に改め、同項第3号中「5万3,400円」を「5万8,200円」に改め、同項第4号中「5万7,600円」を「6万3,000円」に改め、同項第5号中「6万8,400円」を「7万4,400円」に改め、同項第6号中「7万3,200円」を「7万8,600円」に改め、同号ア中「をいい」を「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）をいい」に改め、同項第7号中「8万2,200円」を「8万8,800円」に改め、同項第8号中「9万6,000円」を「10万4,400円」に改め、同項第9号中「10万9,800円」を「12万円」に改め、同項第10号中「12万7,200円」を「14万400円」に改め、同項第11号中「14万4,600円」を「16万3,800円」に改め、同項第12号中「15万8,400円」を「18万6,000円」に改め、同項第13号中「17万4,000円」を「20万1,000円」に改め、同項第14号中「18万4,800円」を「22万3,200円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「3万円」を「3万3,600円」に改める。

第21条第1項に次の1号を加える。

(5) 第1号被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に一定期間拘禁されたこと。

第21条第2項中「、納期限」の次に「(前項第5号に該当する者にあつては、区長が別に定める日)」を加え、同項第1号中「する者」の次に「(前項第5号に該当する者にあつては、第1号被保険者)」を加える。

第26条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第13条及び第21条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

保険料率を改定する等の必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>平成30年度から平成32年</u> <u>度までの各年度における保険料率は、</u> 次の各号に掲げる第1号被保険者の区 分に応じそれぞれ当該各号に定める額 とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年 政令第412号。以下「令」とい う。）第39条第1項第1号に掲げ る者 <u>3万7, 320円</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>4</u> <u>万8, 600円</u> ア及びイ 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者 <u>5</u> <u>万8, 200円</u> ア及びイ 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者 <u>6</u> <u>万3, 000円</u> ア及びイ 略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>7</u> <u>万4, 400円</u> ア及びイ 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7</u> <u>万8, 600円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 <u>平成27年度から平成29年</u> <u>度までの各年度における保険料率は、</u> 次の各号に掲げる第1号被保険者の区 分に応じそれぞれ当該各号に定める額 とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年 政令第412号。以下「令」とい う。）第39条第1項第1号に掲げ る者 <u>3万3, 420円</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者 <u>4</u> <u>万4, 400円</u> ア及びイ 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者 <u>5</u> <u>万3, 400円</u> ア及びイ 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する者 <u>5</u> <u>万7, 600円</u> ア及びイ 略</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>6</u> <u>万8, 400円</u> ア及びイ 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>7</u> <u>万3, 200円</u> ア 合計所得金額（地方税法（昭和</p>

25年法律第226号)第292
条第1項第13号に規定する合計
所得金額(租税特別措置法(昭和
32年法律第26号)第33条の
4第1項若しくは第2項、第34
条第1項、第34条の2第1項、
第34条の3第1項、第35条第
1項、第35条の2第1項又は第
36条の規定の適用がある場合に
は、当該合計所得金額から令第3
8条第4項に規定する特別控除額
を控除して得た額とする。)をい
い、その額が0を下回る場合に
は、0とする。以下同じ。)が1
25万円未満である者であり、か
つ、前各号のいずれにも該当しな
いもの

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 8
万8,800円

ア及びイ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 1
0万4,400円

ア及びイ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 1
2万円

ア及びイ 略

(10) 次のいずれかに該当する者
14万400円

25年法律第226号)第292
条第1項第13号に規定する合計
所得金額をいい

、その額が0を下回る場合に
は、0とする。以下同じ。)が1
25万円未満である者であり、か
つ、前各号のいずれにも該当しな
いもの

イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 8
万2,200円

ア及びイ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 9
万6,000円

ア及びイ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 1
0万9,800円

ア及びイ 略

(10) 次のいずれかに該当する者
12万7,200円

- ア及びイ 略
- (1 1) 次のいずれかに該当する者
1 6 万 3, 8 0 0 円
- ア及びイ 略
- (1 2) 次のいずれかに該当する者
1 8 万 6, 0 0 0 円
- ア及びイ 略
- (1 3) 次のいずれかに該当する者
2 0 万 1, 0 0 0 円
- ア及びイ 略
- (1 4) 前各号のいずれにも該当しない者 2 2 万 3, 2 0 0 円
- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る同号に該当する者の平成 3 0 年度から平成 3 2 年度までの各年度における保険料率は、3 万 3, 6 0 0 円とする。
- (保険料の減免)
- 第 2 1 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。
- (1)～(4) 略
- (5) 第 1 号被保険者が刑事施設、労働場その他これらに準ずる施設に一定期間拘禁されたこと。
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限(前項第 5 号に該当する者)にあっては、区長が別

- ア及びイ 略
- (1 1) 次のいずれかに該当する者
1 4 万 4, 6 0 0 円
- ア及びイ 略
- (1 2) 次のいずれかに該当する者
1 5 万 8, 4 0 0 円
- ア及びイ 略
- (1 3) 次のいずれかに該当する者
1 7 万 4, 0 0 0 円
- ア及びイ 略
- (1 4) 前各号のいずれにも該当しない者 1 8 万 4, 8 0 0 円
- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る同号に該当する者の平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度における保険料率は、3 万 円とする。
- (保険料の減免)
- 第 2 1 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。
- (1)～(4) 略
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限_____

